



島根県報

平成17年12月 9 日 (金)
第 1,734 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	1
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	(")	2
平成17年度島根県准看護師試験の実施	(医 療 対 策 課)	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3
換地処分 (2 件)	(農 村 整 備 課)	4
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用 地 対 策 課)	4
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	5
道路の供用開始	(")	7

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (2 件)	(環 境 生 活 総 務 課)	7
平成17年度クリーニング師試験の合格者	(薬 事 衛 生 課)	8
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	8
モバイルパソコン50式の購入に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	9

漁調委告示

海面における定置漁業権に係る漁場計画案に関する公聴会の開催		10
-------------------------------	--	----

正 誤

平成17年10月28日付け島根県報第1,722号中	(森 林 整 備 課)	11
---------------------------	---------------	----

告 示

島根県告示第1,255号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成17年12月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
六日市訪問看護ステーション	鹿足郡六日市町六日市580番地 4	平成17年 9 月30日

島根県告示第1,256号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があった

ので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年12月9日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
六日市町訪問看護ステーション	鹿足郡六日市町六日市580番地4	平成17年9月29日
田口薬局	出雲市高松町1224-9	平成17年10月3日

島根県告示第1,257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年12月9日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後		
医療法人棕歯科医院	医療法人良歯会棕歯科	益田市駅前町5番11号	平成17年8月12日
医療法人加藤歯科医院	医療法人加藤医院歯科口腔外科	安来市安来町662-1	平成17年8月1日

島根県告示第1,258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年12月9日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
どうぜん歯科医院	出雲市平田町4043-4	出雲市平田町7705	平成17年7月23日

島根県告示第1,259号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定に基づき、平成17年度准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

平成17年12月9日

島根県知事 澄 田 信 義

- 試験日
平成18年2月16日（木） 午後1時から午後3時30分まで
- 試験場所

松江市殿町158番地 島根県民会館

浜田市片庭町254番地 島根県浜田合同庁舎

3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 受験資格

保健師助産師看護師法第22条の規定に該当する者

5 受験手続及び提出書類

受験願書に次に掲げる書類を添え、島根県松江市殿町1番地島根県健康福祉部医療対策課へ直接又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

なお、受験者は受験願書記載に当たり、受験地欄で希望する受験地の番号を選び、○で囲むこと。

(1) 受験票

(2) 修業証明書又は卒業証明書（出願時において、修業見込み又は卒業見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、平成18年3月6日（月）までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。）

(3) 写真（出願前6月以内に撮影した正面、上半身、脱帽で縦6センチメートル、横4センチメートルのものを受験票の所定欄にはり付けること。「スピード写真」を使用しないこと。）

6 受験願書提出期間

平成18年1月5日（木）から1月13日（金）まで（郵送の場合1月13日の消印のあるものまでを有効とする。）

7 受験手数料

6,900円（島根県収入証紙で納付すること。）

8 合格発表

平成18年3月17日（金）午前9時県庁前の掲示板に受験番号を掲示するとともに、島根県報に登載する。

9 その他

(1) 受験願書の用紙は、島根県健康福祉部医療対策課へ請求すること。郵送希望の場合は、封筒の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書きし、140円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、請求すること。

(2) 受験についての詳細は、島根県健康福祉部医療対策課（電話0852-22-5252）へ問い合わせること。

島根県告示第1,260号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年12月9日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 アゼーリ	認知症対応型共同生活介護	グループホーム アゼリア	松江市黒田町475-7	平成17年11月26日
有限会社 ファミリーケア	特定施設入所者生活介護	特定施設入所者生活介護 梅の郷にしき庵	八束郡東出雲町錦新町5丁目3-5	平成17年11月29日
特定非営利活動法人 ほつと大東	通所介護	デイサービス 北の宿	雲南市大東町北村7番地4	平成17年11月30日

社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	通所介護	出雲市社会福祉協議会 佐田支所 通所 八幡原	出雲市佐田町八幡原262番地	平成17年12月1日
-------------------	------	------------------------	----------------	------------

島根県告示第1,261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成17年11月25日付けで県営土地改良事業に係る悠YOUおおち東地区原田工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年12月9日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第1,262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成17年11月30日付けで県営土地改良事業に係る都治地区第4工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年12月9日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第1,263号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年12月9日

島根県知事 澄田信義

1 起業者の名称

雲南市

2 事業の種類

伊萱地区農業集落排水資源循環統合補助事業（処理施設建設）

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県雲南市三刀屋町伊萱地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

伊萱地区農業集落排水資源循環統合補助事業（処理施設建設）（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第3条第31号に掲げる「地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である雲南市は、交付金、下水道債及び一般財源により財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業により得られる利益は、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水や汚泥を処理することにより、

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、また農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質が保全されることである。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定に当たり、複数の候補地の中から社会的、技術的及び経済的条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用していることから、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められるので、法第20条第 3 号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第 4 号の要件への適合性について

本件事業は、雲南市が、旧三刀屋町時代の平成 6 年度に策定した「第 3 次三刀屋町総合振興計画」及び平成13年度に策定した「第 3 次三刀屋町総合振興計画 後半期基本計画」の中で、「快適で美しい生活環境の整備等を進め定住促進を図る」ことを掲げ、そのひとつの施策として下水道整備計画を策定し、これに基づき雲南市伊萱地区内に農業集落排水処理場の建設を行おうとするものである。

雲南市伊萱地区においては、約 9 割の世帯が「汲取り式トイレ」であり、生活雑排水は直接集落内の水路（排水路）又は普通河川へ流される状況であるため、河川上流への汚水流入を原因とした水質汚濁による、農作物の育成障害・農業用排水路の機能低下等、農村生活環境への影響が懸念されるため、本件事業を早急に施行する必要性が認められる。

また、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲内であると認められる。

さらに、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段はなじまないため、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的であると考えられる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第 4 号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

雲南市役所（総務課）

島根県告示第1,264号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年12月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域				管轄する地方機関の名称	備 考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
県 道	松江島根線	松江市島根町大芦6173番44地先から同3050番1地先まで	前	メートル 7.50 ~ 38.00	メートル 804.00	松江土木建築事務所	交通安全工事 拡幅
			後	10.00 ~ 38.00	804.00		

"	木次横田線	仁多郡奥出雲町郡村919番地先から同1122番4地先まで	前	6.00~ 11.00	92.00	木次土木建築事務所仁多土木事業所	道路改良工事	
			後	6.00~ 43.00	92.00		拡幅	
"	湖陵掛合線	出雲市佐田町反辺2912番地先から同2016番2地先まで	前	A	14.00~ 18.00	84.00	出雲土木建築事務所	トリプルウェイ解消
		B		8.20~ 24.00	144.00	左記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。		
		C	12.00~ 39.00	170.00	土地交換			
		後	C	12.00~ 35.00	170.00	仮設道撤去 減幅		
"	仁摩瑞穂線	邑智郡川本町大字小谷607番3地先から同大字822番3地先まで	前	20.00~ 34.00	79.00	川本土木建築事務所	不用物件発生 減幅	
			後	16.00~ 21.00	79.00		土地交換	
"	邑智大森線	邑智郡美郷町小松地9番1地先から同地先まで	前	3.00	73.05	川本土木建築事務所	法面埋立工事	
			後	4.00	73.05		拡幅	
"	仁摩瑞穂線	大田市仁摩町大国字カチシ3849番13地先から同字3849番2地先まで	前	12.00~ 34.00	225.00	川本土木建築事務所大田土木事業所	災害防除工事	
			後	22.00~ 68.00	225.00		拡幅	
"	"	大田市仁摩町大国字カチジ1223番地先から同地先まで	前	17.00~ 24.00	64.00	川本土木建築事務所大田土木事業所	災害防除工事	
			後	22.00~ 32.00	64.00		拡幅	
"	"	大田市仁摩町大国字カチジ1223番地先から同町大国字首根畑東平3845番1地先まで	前	8.00~ 11.00	62.00	川本土木建築事務所大田土木事業所	災害防除工事	
			後	17.00~ 29.00	62.00		拡幅	
"	津和野田万川線	益田市桂ヶ平町1436番3地先から同町1950番2地先まで	前	8.60~ 24.20	742.50	益田土木建築事務所	道路改良工事	
			後	10.80~ 63.00	742.50		拡幅	
"	日原停車場線	鹿足郡津和野町枕瀬501番7地先から同町枕瀬501番10地先まで	前	9.60~ 15.60	14.13	益田土木建築事務所津和野土木事業所	不用物件発生 減幅	
			後	9.60~ 10.10	14.13		払い下げ	

島根県告示第1,265号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年12月9日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江島根線	松江市島根町大芦6173番44地先から同3050番1地先まで	メートル 804.00	平成17年 12月20日	松江土木建築事務所	
"	木次横田線	仁多郡奥出雲町郡村919番地先から同1122番4地先まで	92.00	平成17年 12月9日	木次土木建築事務所 仁多土木事業所	
"	湖陵掛合線	出雲市佐田町反辺2912番地先から同町宮内1113番地先まで	170.00	平成17年 12月10日	出雲土木建築事務所	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年12月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年11月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ライフ・プランニングあい

3 代表者の氏名

櫻井照久

4 主たる事務所の所在地

松江市宍道町白石130番地6

5 定款に記載された目的

この法人は、介護予防の推進に関する事業において、個人が自分らしく健康に生活するために、介護予防の効果評価やサービスに関する調査・研究・実践活動を行うとともに、これらの成果を地域へ還元する普及・啓発活動を行い、もって島根県民の保健、医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年12月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年11月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 創作てんからっと

3 代表者の氏名

岩崎理恵

4 主たる事務所の所在地

浜田市黒川町985番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、島根の人々に対して、芸術、文化などの振興、次世代への継承に務めながら、私たちの生活の中に広がっている幅広い創作活動及び地域の魅力を島根から全国へと発信していき、そして、平和活動、環境問題、国際協力等を幅広い年代の方々と共に考えながら、活気ある元気な町づくりに寄与する事を目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により平成17年11月10日に実施した平成17年度クリーニング師試験の合格者の受験番号は次のとおりである。

平成17年12月9日

島根県知事 澄 田 信 義

3、4、5、7、8、11

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年12月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

安来市赤江町字菖蒲527番1 外5筆

面積 279.00平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市米原 7 丁目 4 番41号

池田 治義

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年12月9日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 入札の内容

(1) 入札の件名

モバイルパソコン50式の購入

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年3月1日

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「1 文具・事務用機器類」中分類「(1)情報処理機器」又は大分類「4 機械器具類」中分類「(5)電気通信機器」に格付Aで登載された者であること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

(4) 島根県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852 - 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年12月9日から12月14日までの間、上記3の(1)の場所において交付する。

（交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。）

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年12月19日（月） 午後3時

イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階大会議室

ウ 開札 即時開札

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額（入札金額に消費税等の額を加算した額）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

漁 業 調 整 委 員 会 告 示

島根海区漁業調整委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、次のとおり海面における定置漁業権に係る漁場計画案に関する公聴会を開催する。

平成17年12月9日

島根海区漁業調整委員会会長 伊 藤 裕

1 日時、場所及び案件

日 時	場 所	案 件
平成17年12月21日 13時30分	松江市朝日町478 - 18 松江テルサ（松江勤労者総合福祉センター）	定置漁業権に係る漁場計画案について

2 関係書類の縦覧

(1) 縦覧に供する書類の名称

漁場図、漁場計画案及び総合連絡図

(2) 縦覧の期間

平成17年12月9日から同年12月20日まで

(3) 縦覧の場所

島根県農林水産部水産課及び松江水産事務所

正

誤

平成17年10月28日付け島根県報第1,722号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から 5	雲南市木次町北原1193 - 1、1193 - 7、1193 - 15、1193 - 21、1193 - 23、1193 - 38、1193 - 40 から1193 - 42まで、1193 - 44から1193 - 55まで、1194 - 2、1194 - 3、1196 - 2、1197 - 2、1197 - 3、1198、1199 - 1 から1199 - 3まで、1200 - 2、1200 - 3、1201 - 2	雲南市木次町北原1193 - 1・1193 - 7・1193 - 15・1193 - 21・1193 - 23・1193 - 38・1193 - 40 から1193 - 42まで・1193 - 44から1193 - 55まで・1194 - 2・1194 - 3・1196 - 2・1197 - 2・1197 - 3・1198・1199 - 1 から1199 - 3まで・1200 - 2・1200 - 3・1201 - 2 (以上33筆 国有林)

